(ク)　同時に送信する各搬送波のチャネル間隔の組合せが、一五MHzと一五MHzの組合せの場合　希望波を定格出力で送信し、希望波から（±）三〇MHz離れた変調のない妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた状態で、希望波から（－＋）三〇MHz（複号同順とする。）離れた周波数を中心とする二八・五MHz幅の周波数に輻射される電力が希望波の定格出力より二九デシベル以上低い値であり、かつ、希望波を定格出力で送信し、希望波から（±）六〇MHz離れた変調のない妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた状態で、希望波から（－＋）六〇MHz（複号同順とする。）離れた周波数を中心とする二八・五MHz幅の周波数に輻射される電力が希望波の定格出力より三五デシベル以上低い値であること。

(ケ)　同時に送信する各搬送波のチャネル間隔の組合せが、一五MHzと二〇MHzの組合せの場合　希望波を定格出力で送信し、希望波から（±）三四・八五MHz離れた変調のない妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた状態で、希望波から（－＋）三四・八五MHz（複号同順とする。）離れた周波数を中心とする三二・八五MHz幅の周波数に輻射される電力が希望波の定格出力より二九デシベル以上低い値であり、かつ、希望波を定格出力で送信し、希望波から（±）六九・七MHz離れた変調のない妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた状態で、希望波から（－＋）六九・七MHz（複号同順とする。）離れた周波数を中心とする三二・八五MHz幅の周波数に輻射される電力が希望波の定格出力より三五デシベル以上低い値であること。

(コ)　同時に送信する各搬送波のチャネル間隔の組合せが、二〇MHzと二〇MHzの組合せの場合　希望波を定格出力で送信し、希望波から（±）三九・八MHz離れた変調のない妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた状態で、希望波から（－＋）三九・八MHz（複号同順とする。）離れた周波数を中心とする三七・八MHz幅の周波数に輻射される電力が希望波の定格出力より二九デシベル以上低い値であり、かつ、希望波を定格出力で送信し、希望波から（±）七九・六MHz離れた変調のない妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた状態で、希望波から（－＋）七九・六MHz（複号同順とする。）離れた周波数を中心とする三七・八MHz幅の周波数に輻射される電力が希望波の定格出力より三五デシベル以上低い値であること。

第二項第四号中「用いた送信を行う」を「用いて連続する搬送波を送信する」に改め、同号の表中「同一周波数帯内で」を削り、同項第六号中「用いた送信を行う」を「用いて連続する搬送波を送信する」に改め、同項第七号(2)ア中「送信装置」の下に「又は連続しない複数の搬送波を同時に送信する送信装置」を加え、同アの表注を同表注1とし、同表の注に次のように加える。

2　連続しない複数の搬送波を同時に送信する送信装置にあっては、次のとおりとする。

(1)　同時に発射する複数の搬送波の周波数のうち最も高い周波数より高い周波数においては当該最も高い周波数の搬送波、最も低い周波数より低い周波数においては当該最も低い周波数の搬送波のチャネル間隔に応じたこの表の許容値を満たすこと。

(2)　同時に発射する複数の搬送波の間の周波数範囲においては、各搬送波に関するこの表の許容値（複数の搬送波のうち、一の搬送波のチャネル間隔に応じたこの表の周波数範囲と他の搬送波のチャネル間隔に応じたこの表の周波数範囲が重複する場合にあっては、当該一の搬送波のチャネル間隔に応じたこの表の許容値又は当該他の搬送波のチャネル間隔に応じたこの表の許容値）を満たすこと。

第二項第八号(2)の表注に次のように加える。

3　連続しない複数の搬送波を同時に送信する送信装置にあっては、各搬送波に関するこの表の許容値（複数の搬送波のうち、一の搬送波のチャネル間隔に応じた注1の周波数範囲と他の搬送波のチャネル間隔に応じたこの表の周波数範囲が重複する場合にあっては、当該一の搬送波のチャネル間隔に応じたこの表の許容値又は当該他の搬送波のチャネル間隔に応じたこの表の許容値）を満たすこと。ただし、当該同時に発射する複数の搬送波のうち、一の搬送波のチャネル間隔に応じた注1の周波数範囲と他の搬送波のチャネル間隔に応じた前号(2)アの表の周波数範囲が重複する場合は、この限りではない。

○総務省告示第三百二十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十八年八月三十日

総務大臣　山本　早苗

(一)　政党の支部

法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類（第一号）	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
おおさか維新の会参議院比例区第32支部	浜田　和幸	藤本　公夫	東京都世田谷区深沢七―一三―四	参議院議員	○	二八、五、二
おおさか維新の会参議院比例区第34支部	渡辺　喜美	岡本　憲一	栃木県那須塩原市西朝日町一五―一二	参議院議員	○	二八、五、二七
自由民主党東京都参議院比例区第九十九支部	伊藤　洋介	早川　和志	東京都渋谷区桜丘町八―六	参議院議員	○	二八、六、二〇
生活の党と山本太郎となかまたち参議院比例区第1総支部	北出　美翔	鈴木　実	北海道函館市山の手三―一二―九	参議院議員	○	二八、六、一六